

会社法改正のポイント ～取締役等に関する法改正を中心に～

梅田総合法律事務所 弁護士 中村昭喜
弁護士 江上裕騎

▶ POINT

- ① 役員への適切なインセンティブ付与の促進のため、報酬に関する規定が改正されます。
- ② 会社補償、役員等賠償責任保険等、役員関係のコーポレート・ガバナンスに関する法整備がなされますので、対応を検討する必要があります。
- ③ 業務執行を社外取締役に委託できる場合について規定が整備され、社外取締役のさらなる活用が期待されます。

1 はじめに

2019年12月4日、会社法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)が成立し、同月11日に公布されました。改正法は、一部の改正規定¹を除き、2021年3月1日に施行されます。また、2020年11月27日には、会社法施行規則等の一部を改正する省令(以下、改正後の会社法施行規則を「改正規則」といいます。)も公布されました。

今回の改正は、①株主総会に関する規律の見直し、②取締役等に関する規律の見直し、③その他(社債の管理や株式交付等)の規律の新設・見直し、など多岐に渡る内容となっており、これまで既に実施されてきているコーポレート・ガバナンス強化の取組みと一連のものといえます。

今回のニュースレターでは、上記のうち、②取締役等に関する規律の見直しについて、ご紹介します。

¹ 株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止に関する改正規定の施行は、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日までに行われます。

2 取締役の報酬に関する改正

(1) 取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定することの義務化

一定の条件にあてはまる会社²では、定款や株主総会で取締役の報酬等が決定している場合には、原則として、「報酬等の決定方針」³を取締役会で決定しなければならないことになりました(改正法361条7項)。

「報酬等の決定方針」の内容は、具体的には以下のとおりとされています。

- ①報酬等の種類ごとの金額や算定方法に係る決定方針(改正規則98条の5第1号～3号)
- ②報酬等の種類ごとの割合に係る決定方針(同条第4号)
- ③報酬等を与える時期または条件に係る決定方針(同条5号)
- ④各取締役の報酬等の内容についての決定を取締役等に委任する場合には、受任者の氏名・地位等、委任する権限の内容、受任者が適切に権限を行使するようにするための措置を講じる場合にはその措置の内容(同条6号)
- ⑤各取締役の報酬等の内容の決定方法(④の事項を除く)(同条7号)
- ⑥①～⑤のほか、各取締役の報酬等の内容の決定に関する重要な事項(同条8号)

各取締役の個別報酬については、個人の報酬額が明らかとなることへの抵抗等もあり、株主総会から一任された取締役会がさらに代表取締役に再一任している企業が多く見られます。改正法下においても代表取締役への再一任は可能ですが、上記のとおり、再一任の前提として、取締役会において決定方針を定めておく必要があります。また、決定方針の概要や、実際に決定した各取締役の個別報酬の内容が決定方針に沿っていると取締役会が判断した理由について、事業報告への記載を求められています(改正規則121条6号等)。

(2) 株式報酬、ストックオプションに関する見直し ― 払込みを要しない株式発行 ―

近時、取締役らによる株主目線の経営を推進する観点から、投資家等において、取締役らの自社株式の保有状況を重視する傾向がみられます。もともと、現行法では、払込みを一切要しない株式等について払込みを一切要しない取扱いが認められておらず、会社が取締役にインセンティブ報酬として直接株式等を付与することはできず、迂遠な技巧的手法をとらざるを得ませんでした。

この点、改正法では、正面から、上場会社が取締役の報酬等として株式を交付する場合には、払込みを不要とすることが可能と定められました(改正法202条の2)。

(3) 説明義務の範囲拡大

現行法では、金額が不確定な金銭報酬や非金銭報酬を定める議案を株主総会に提出した取締役は、株主総会において、その議案の内容が相当である理由を説明しなければならないこととされています。

改正法では、取締役が説明義務を負う議案の範囲が広げられ、金額が不確定な金銭報酬、非金銭報酬に加え、金額が確定している金銭報酬を定める議案を提出する場合にも、その議案の内容が相当である理由を説明しなければならないこととされました(改正法361条4項)。

² ①監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるもの)であって、金融商品取引法24条1項の規定により有価証券報告書の提出義務を負う会社、②監査等委員会設置会社を対象です(改正法361条7項)。

³ 条文上は「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項」と表現されています。

3 役員等賠償責任保険契約

(1) 役員等賠償責任保険とは

役員等賠償責任保険とは、役員等⁴が会社の職務の執行に関して損害賠償責任を負う場合に備え、会社が役員等のために契約する賠償責任保険です。

役員等賠償責任保険には、会社が役員等として優秀な人材を確保しやすくするとともに、役員等が賠償責任を負うことを過度に恐れるあまり業務執行が委縮することがないようにするという意義があります。

現在の会社法では、役員等賠償責任保険契約に関する規定がありませんでしたので、改正法で規定が置かれました(改正法430条の3)。

(2) 利益相反の問題

役員等賠償責任保険契約は、たとえば、取締役の会社に対する損害賠償責任も填補の対象とする契約等は、取締役には利益がありますが、会社としては自らが保険料等を負担して取締役の賠償責任を填補することになりますので、会社と取締役の利益が対立する取引(利益相反取引)に該当します。

そこで、改正法では、役員賠償責任保険契約の締結を促進するために、利益相反取引規制は適用されないこととされました。ただし、役員等賠償責任保険契約の内容の決定には、取締役会決議⁵が必要とされています(改正法430条の3第2項)。

なお、役員等賠償責任保険に関する事項(被保険者である役員等、保険契約の内容の概要)は、事業報告の内容として開示が必要となります。

4 会社補償

(1) 会社補償とは

会社補償とは、第三者または会社が役員等に対して責任追及した場合に、役員等が責任追及から身を守るための費用(弁護士費用等)や賠償金について、会社が役員等に対して補償することをいいます。

上記のような会社補償を予め定めておくことは、役員等が就任する際に将来のリスクを適切に判断することが可能となり、役員等の人材を確保し、適切な職務執行へのインセンティブを付与するという意義があります。

会社補償は、役員等賠償責任保険とカバーする範囲が重なる部分もありますが、役員等賠償責任保険では、免責事由や支払限度額等(内容は、保険会社との保険契約の内容によって異なります。)が定められるために全額を填補できない役員等の賠償責任についても補償できるという点で、役員等賠償責任保険と異なる意義を持ちます。

こうした会社補償の有用性については認められるものの、現行法には規定がなく、解釈も定まっていませんでした。改正法では、会社補償を正面から認めた上で、それが適切に運用されるように規定が整備されます(改正法430条の2)。

具体的には、下の表のとおり、一定の要件や制限のもと、取締役会決議⁶で補償契約の内容を決定できることとなります。弁護士費用等の防御のための費用は広く補償することが認めら

⁴ 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいいます(改正法423条)。

⁵ 取締役会非設置会社では株主総会決議が必要となります。

⁶ 取締役会非設置会社では株主総会決議が必要となります。

れていますが、役員等が支払義務を負う損害賠償金を補償できる場面は相当限定されている点に注意が必要です。

	防御費用	損害賠償金（和解金）
補償金額の制限	防御費用として通常要する額	なし。 ただし、第三者からの責任追及の場合で、会社も役員等と連帯責任を負っており、会社が賠償すればその役員等に求償できる部分は補償できない。
役員善意・無重過失	要件とされていない	要件とされている
相手方に関する制限	制限なし	「第三者」からの請求のみ対象。 株主や当該会社からの請求に関しては補償できない。

(2) 利益相反の問題

補償契約も、上記の役員等賠償責任保険と同様に、取締役と会社の利益が対立する契約ですので、本来的には利益相反取引に該当します。しかし、厳格な規制をおそれて契約締結が委縮されないように、改正法では、利益相反取引規制が適用されないことが明文で定められました(改正法430条の2第6項)。

(3) 今後の対応

現在、補償契約を締結していない会社では、改正法を踏まえ、補償契約を締結するか否かを検討することが必要です。また、既に補償契約を締結している会社においても、改正法を踏まえ、現状の契約を維持して問題ないかを検討することが推奨されます。

5 社外取締役に関する改正

(1) 社外取締役の設置義務化

これまで、社外取締役の設置は義務化されておらず、一定の会社において「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務等が課されているにとどまっていました。しかし、業務執行者から独立した客観的な立場から会社経営の監督を行うことができ、また、役員と会社の利益相反を監督する役割を果たすことができる社外取締役の活躍を期待する観点から、今回の改正法で、上場会社⁷において設置が義務化されました。

上記の説明義務が課されたことや2名以上の独立社外取締役の選任を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂の影響を受けて、上場会社では、既に社外取締役の選任が相当進んでいます。今回の改正により、現在もなお社外取締役のいない上場会社は、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会までに社外取締役を選任しなければなりません。

(2) 業務執行の社外取締役への委託

改正法では、社外取締役に業務執行を委託できる場面が規定されました。

具体的には、会社と取締役との利益が相反するとき、その他取締役が会社の業務を執行することで株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができることとされます(改正法348条の2)。

⁷ 今回の改正法で義務化されたのは、監査役会設置会社(公開会社かつ大会社であるものに限る。)であって、株式についての有価証券報告書提出会社となります。なお、監査員等委員会設置会社、指名委員会等設置会社は、現行法上でも委員会の過半数が社外取締役であるという前提になっています。

会社の業務執行を行わないというのが社外取締役の基本的な要件ですが、上記規定に基づいて業務を執行した社外取締役は、社外性を否定されません(ただし、業務執行取締役の指揮命令を受けて業務を執行した場合は、社外性は否定されません。)

会社と取締役との利益が相反するときとしては、典型的には、いわゆるマネジメント・バイアウトの場面や親子会社の取引の場面が想定されます。

今後、これらの場合に限らず、社外取締役による監督機能が発揮されることが期待される場面では、社外取締役を活用することが期待されます。

6 最後に

以上の他にも、改正法では多岐にわたる改正がなされており、株主総会資料の電子提供制度の導入等、実務上影響のある改正も多く含まれています。会社としては、改正法の内容に注目し、対応を検討する必要があります。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

アメリカ大統領選のすべての日程が終了し、新たなアメリカ大統領が就任しました。今回のアメリカ大統領選には今までになかった特徴があったと思います。それは、各州の選挙人の投票期間中等に Twitter や Facebook 等の SNS プラットフォームがフェイクニュースの拡散を防止するため、リツイートやシェア等の拡散機能の仕様を全世界で変更(制限)したことです。日本でも Twitter や Facebook の仕様が変更されたことから、フェイクニュースの問題が今や欧米諸国にとどまらないと実感した人も多かったかと思います。

昨年の裁判例では、単に他人のツイートをリツイートする行為もリツイートした人の表現行為になり名誉棄損の不法行為を負うと判断したものもあります。あらゆるリツイートやシェアに法的な責任が課されるということではないですが、何気ないリツイートやシェアが、悪質なフェイクニュースの拡散や名誉棄損行為への加担になる可能性があるため注意が必要です。

(弁護士 松山 領)

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>